

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領

-林業職種の育林・素材生産作業の基準について-

令和6年9月

出入国在留管理庁・厚生労働省・林野庁 編

(制定履歴)

令和6年9月30日公表

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「法」という。)及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。)は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、主務大臣と事業所管大臣は協議の上、当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。
- 林業職種の育林・素材生産作業(以下単に「育林・素材生産作業」という。)における技能実習については、林業職種の育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(令和6年農林水産省告示第1779号。以下「告示」という。)において、固有の基準が定められています。
- 各基準の詳細は以下のとおりです。

第1 技能実習の内容の基準について

【関係規定】

(技能実習の目標及び内容の基準)

規則第10条

2 法第九条第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣(法第五十三条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。)が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条 林業職種の育林・素材生産作業(以下単に「育林・素材生産作業」という。)に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十条第二項第八号に規定する告示で定める基準は、規則第十

条第二項第二号二に規定する安全衛生に係る業務において、別表の上欄に掲げる技能実習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間数を標準として、第一号技能実習に係るものである場合にあっては総時間数が四十六時間以上、又は第二号技能実習に係るものである場合にあっては総時間数が九十七時間以上、技能実習指導員（規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。以下同じ。）が育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習（座学、見学、実地訓練を含む。）を実施することとしていることとする。

別表

技能実習の区分	事項	時間数
第一号技能実習	育林・素材生産に共通する事項	21
	育林に関する事項	19
	素材生産に関する事項	6
	合計	46
第二号技能実習	育林・素材生産に共通する事項	30
	育林に関する事項	9
	素材生産に関する事項	58
	合計	97

○ 育林・素材生産作業に係る技能実習では、規則第10条第2項第2号二に規定する安全衛生業務については、一般的に

- ① 雇入れ時の安全衛生教育
- ② 作業開始前の保護具の着用
- ③ 作業に必要な機械及び周囲の安全確認
- ④ 異常時の応急措置の習得

に関する内容等を行うことが求められます。その上で、育林・素材生産作業に係る技能実習では、効果的な技能の修得と労働災害防止を図る観点から、規則第10条第2項第2号二に規定する安全衛生業務の内容の一部を具体的に定めています。第1号技能実習に係るものである場合には総時間数が46時間以上、第2号技能実習に係るものである場合には総時間数が97時間以上、当該業務の中で、技能実習指導員は技能実習生に対し、それぞれの実習期間において、別表に定められている事項について、同表の時間数を標準として、育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習（座学、見学、実地訓練を含む。）を実施することが求められます。なお、同表の事項・時間数については、別紙1によりさらに詳細に記載していますので、これに従って実施してください。

○ 具体的には別紙1に記載の事項等について、厚生労働省のホームページに掲載している「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号）等の関連する規定も参照しつつ、以下に記載の教材を使用し、実習実施者が配置する技能実習指導員から技能実習生に対し定められた時間数の講習を行うこと

が求められます。

※厚生労働省ホームページ 伐木作業・林業における安全対策

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000599584.pdf>

「育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習」の教材

・フォレストワーカー研修テキスト Vol.1

・フォレストワーカー研修テキスト Vol.2

・フォレストワーカー研修テキスト Vol.3

(一般社団法人全国林業改良普及協会)

・育林・素材生産作業に関する講習テキスト(全国森林組合連合会)

(後日、林野庁HPに掲載予定)

- 当該講習については、育林・素材生産作業の労働災害発生率が高いといった労働環境や実習内容等に鑑み、効果的な技能の修得に加え、特に労働災害防止を図る観点から、必須業務となる安全衛生業務の中で、講習項目や時間等を規定して実施することを求めているもので、技能実習生に実際の業務を行わせる前にその業務内容に関係する項目の講習を行う必要があります。また、「実習実施予定表」の「技能実習の内容」の欄に「育林・素材生産作業に関する講習」を記載していただく必要があります。

【確認対象の書類】

・実習実施予定表(別記様式第1号(第4条第1項関係))

【留意事項】

「実習実施予定表」の「技能実習の内容」の欄に「安全衛生業務」として「育林・素材生産作業に関する講習」を記載していただく必要があります。

第2 技能実習を行わせる体制の基準

【関係規定】

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

規則第12条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十三 (略)

十四 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 (略)

告示第2条 育林・素材生産作業に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者(規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。)が次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第五条第一項の認定を受けている者
 - ロ 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者
- 二 第一号技能実習又は第二号技能実習に係るものである場合にあっては、技能実習指導員が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 一級又は二級の技能検定(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項に規定する技能検定をいい、林業職種に係るものに限る。以下この条において同じ。)に合格した者
 - ロ 三級の技能検定に合格した者であって、その後育林・素材生産作業について三年以上の経験を有するもの
- 三 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、技能実習指導員が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 一級の技能検定に合格した者
 - ロ 二級の技能検定に合格した者であって、その後育林・素材生産作業について三年以上の経験を有するもの
- 四 技能実習生が育林・素材生産作業に従事する現場において、緊急時における連絡体制を整備することとしていること。
- 五 技能実習生が伐木の作業に従事する現場において、緊急時に当該技能実習生に対して指示をすることができる場所に技能実習指導員を配置することとしていること。
- 六 第一号技能実習又は第二号技能実習に係るものである場合にあっては、第一条に規定する講習に係る技能実習生の習熟度を確認するための書類により、当該習熟度を確認することとしていること。

(経過措置)

附則第2条 令和九年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第二号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成八年農林水産省令第二十五号)第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者(フォレストリーダー)の区分で登録されている者」と、同条第三号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業

について十年以上の経験を有する者」とする。

- 実習実施者は、技能実習生を安全に実習させることができる事業体であることが求められており、関係法令に基づいて労働環境の改善等に取り組んでいることが都道府県知事に認められている事業体である、①林業労働力の確保の促進に関する法律第5条の認定を受けている者、又は、②森林経営管理法第36条に基づく民間事業者であることが求められます。
- 技能実習指導員は、技能実習生を安全に実習させることができるよう必要な指導を行うため、技能検定に合格する水準の技能が求められます。
- ただし、林業職種の技能検定は令和6年8月29日に開始し、技能検定の合格者が少ないため、附則第2条のとおり、令和9年3月31日までは経過措置として以下に記載の者も技能実習指導員とすることができることとしています。

・ 第1号技能実習又は第2号技能実習に係る技能実習指導員

- ① 育林・素材生産作業に関し7年以上の実務の経験を有する者
- ② 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成8年農林水産省令第25号)第1条第1項に基づき、「現場管理責任者(フォレストリーダー)」と登録されている者

・ 第3号技能実習に係る技能実習指導員

- ① 育林・素材生産作業に関し10年以上の実務の経験を有する者

- 技能実習生が作業に従事する現場においては、緊急時における連絡体制が整備されていることが求められます。厚生労働省のホームページに掲載している「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3)を参照し、連絡体制を整備する必要があります。

※厚生労働省ホームページ 伐木作業・林業における安全対策

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000599927.pdf>

- 技能実習生が伐木作業に従事する現場においては、緊急時に指示が出せる範囲内に技能実習指導員を配置することが求められます。
- 告示第1条関係の講習の修了後、技能検定の受検までの間に、技能実習生が当該講習の内容を理解しているかの確認を、林業参考様式第1号のチェックリストを用いて実施してく

ださい。チェックリストのチェックポイントを参照し、技能実習生が理解した月日を記載してください。全ての項目について技能実習生が理解するまでチェックリストでの確認を行ってください。

【確認対象の書類】

○申請者の基準

- ・林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画認定通知書の写し
- ・森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十六条に基づく民間事業者として公表されているホームページ等の写し

○技能実習指導員の基準

- ・技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-5号)
- ・技能検定合格証の写し
- ・研修修了者名簿登録証(現場管理責任者(フォレストリーダー))及び研修修了者名簿における登録の有効期限の延長通知書(登録証の発行日から起算して満5年を経過する日の属する年度末日を超える場合に限る。)
- ・林業労働力確保支援センターが証明する研修修了者名簿記載証明書

○緊急時における連絡体制の整備

- ・林業職種育林・素材生産作業における技能実習生の受入れに関する誓約書(林業参考様式第2号)

○伐木作業に従事する現場における技能実習指導員の配置

- ・林業職種育林・素材生産作業における技能実習生の受入れに関する誓約書(林業参考様式第2号)

○育林・素材生産作業に係る習熟度の確認

- ・育林・素材生産作業に係る習熟度を確認するための書類(林業参考様式第1号)

第3 技能実習生の数

【関係規定】

(技能実習生の数)

規則第16条 法第九条第十一号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 企業単独型技能実習(次号に規定するものを除く。)第一号技能実習生について申請者の常勤の職員(外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下この条において同じ。)の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数
- 二 企業単独型技能実習(この号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものと出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。)又は

団体監理型技能実習 第一号技能実習生について次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数(その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数)、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数)

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
三十人以下	三人

2 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあつては申請者が前条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可(法第二条第十項に規定する監理許可をいう。以下同じ。)を受けた者である場合には、法第九条第十一号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 前項第一号に規定する企業単独型技能実習 第一号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数

二 前項第二号に掲げる技能実習 同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数)、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数)、第三号技能実習生について同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数に三を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に三を乗じて得た数)

3 前二項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習である場合には、法第九条第十一号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める数は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める数とする。

4 (略)

告示第3条 育林・素材生産作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数

は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、申請者の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生及び一
号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）
別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係る
ものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）を含まない。以下この条において同じ。）
の総数を超えないものとする。

一 企業単独型技能実習（次号に掲げるものを除く。） 第一号技能実習生については申
請者の常勤の職員の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生につい
ては申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数

二 企業単独型技能実習（規則第十六条第一項第二号に掲げる企業単独型技能実習
に限る。）又は団体監理型技能実習 次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の
総数の区分に応じ、第一号技能実習生については同表の下欄に定める数、第二号技
能実習生については同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
三十人以下	三人

2 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあつては申請者が規則第十五条の
基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に
適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可（外国人の技能実
習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
第二条第十項に規定する監理許可をいう。）を受けた者である場合には、育林・素材
生産作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、次の各号に掲げる
技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、技能実習生の総数が
申請者の常勤の職員の総数を超えないものとする。

一 前項第一号に掲げる企業単独型技能実習 第一号技能実習生については申請者
の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生については申請
者の常勤の職員の総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生については申
請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数

二 前項第二号に掲げる技能実習 同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総
数の区分に応じ、第一号技能実習生については同表の下欄に定める数に二を乗じて
得た数、第二号技能実習生については同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数、
第三号技能実習生については同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数

- 育林・素材生産作業に係る技能実習生の数については、規則に規定する上限に加え、技能実習生の総数が常勤の職員の総数を超えることができないこととしています。
- 常勤の職員には、外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生、1号特定技能外国人を含みません。林業は、他産業よりも労働災害発生率が高い産業であるとともに、林業従事者が一つの現場だけでなく、様々な現場に出向いて働くことを必要としますので、技能実習生を適切に指導し、育成するためには、技能実習指導員に加えて、一定の常勤雇用者が必要であるためです。

【確認対象の書類】

- ・人数に関する申請者の概要書(林業参考様式第3号)
- ・技能実習生の名簿(参考様式1-1号)

第4 帳簿書類

【関係規定】

(帳簿書類)

規則第22条 法第二十条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

- 一 技能実習生の管理簿
- 二 認定計画の履行状況に係る管理簿
- 三 技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌
- 四 企業単独型実習実施者にあつては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

2 (略)

告示第4条 育林・素材生産作業に係る規則第二十二条第一項第五号に規定する告示で定める書類は、第二条第六号の規定により、技能実習生の育林・素材生産作業に係る習熟度を確認した結果を記載した書類とする。

- 育林・素材生産作業に係る技能実習の内容の基準として、第1号技能実習又は第2号技能実習に係るものである場合には、実習実施者は技能実習生に対し、それぞれの実習期間において、第1号技能実習においては 46 時間以上、第2号技能実習においては 97 時間以上、別紙1に記載する育林・素材生産作業の講習の事項等に従って、育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習を実施することが求められます(再掲 告示第1条)。

- 技能実習生が第1条関係の講習の内容を理解しているかの確認を、林業参考様式第1号のチェックリストを用いて実施してください(再掲 告示第2条)。

- 実習実施者は技能実習生の習熟度を確認したチェックリストを備え置く必要があります。規則第52条第1号二により、監査の際に監理団体は団体監理型実習実施者の事業所において帳簿書類等を閲覧することになっているため、チェックリストが適切に備え置かれているかは、監理団体に定期監査の際に確認されることとなります。

【確認対象の書類】

・育林・素材生産作業に係る習熟度を確認するための書類(林業参考様式第1号)